

2019年10月の消費税法改正への対応について(Ver3.2)

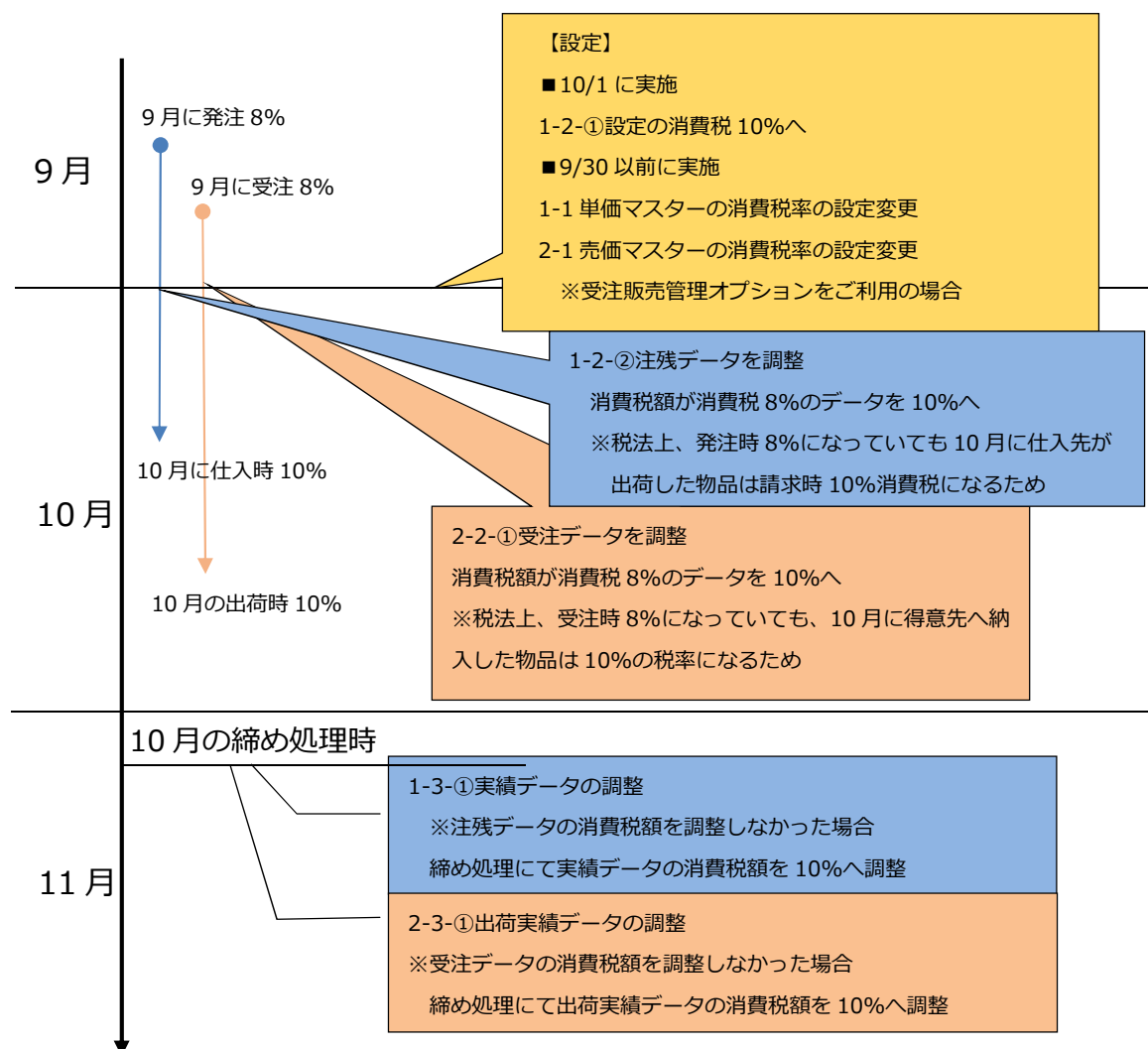
株式会社 ティーピクス研究所

来る2019年10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられます。税法上、発注時には消費税率を8%で計算していたとしても、購買先の出荷、受領が10月1日以降になった場合には10%での消費税計算となります。

TPiCSでは、単価マスター・売価マスターで該当発注単価・売価の適用開始日・終了日を指定することで同一のアイテムでも異なる税率を指定することが可能です。また、単価マスター・売価マスターの消費税率0%は全体設定の消費税率に従います。

既存の注残データや実績データ、受注データや出荷実績データに対して消費税額の再計算、手修正やテキスト読みから修正することで消費税率の改定に対応していただくことができます。

また、この税率改定に伴い、食料品や新聞等の一部品目に対しては経過措置として軽減税率が適用されますが、そちらの対応方法については別紙をご参照ください。



1.注残データ(発注・受入・検収)に関する作業

1-1.法改正前のマスター整備

① 単価マスターの消費税率 0%のデータはそのまま

単価マスターの「消費税率」"0%"は伝票データ作成や計画外の実績入力時に、[システム環境設定]-[業務処理方法設定]-[金額・単価・税・原価]-[実績単価等]の「消費税率(%)」設定に従って、10%で「消費税額」を計算しますので、マスター変更は不要です。

② 単価マスターの消費税率 8%のデータの対処

<8%と10%の単価マスターを準備する方法>

既存の単価マスターのデータの「消費税率」"8"「適用終了日」"20190930"の指定と、新たに10%のデータを「適用開始日」"20191001"で追加します。

- ・既存の単価マスターで「消費税率」に"8%"の「適用終了日」に"20190930"をセット

→単価マスターを、[変換]ボタンからの一括変換や、CSV ファイルの書出し・読み込みを用いて、「消費税率」に"8"「適用終了日」に"20190930"をセットします。

- ・10%の単価マスター作成

→8%の単価マスターを[定形一括]-[テキスト書出]、もしくはもしくは[単価マスター]-[右クリックメニュー]-[テキストファイル書出]で書き出し、そのテキストデータの「消費税率」に"10"「適用開始日」に"20191001"「適用終了日」に"99999999"をセットします。

読み込みの際に、8%の単価データを上書きしないよう、キー項目である「TID」を削除しておきます。

このテキストデータを[定形一括]-[テキスト読込]、もしくは[単価マスター]-[右クリックメニュー]-[テキストファイル読込]から読み込んで10%の単価データを追加します。

※テキストファイル読込は「読み飛ばし」で読み込みしてください

アイテムコード	名称	単位	分類	注文コード	発注先	発注先名	メーカー名	適用開始日	適用終了日	消費税率	適用数量	適用緊急度
A1	外注加工A1	個			V03	千石金属株式会社		00000001	99999999	0	0	0
X	購入品X	個		X-V01	V01	駒込工業株式会社		00000001	20190930	8	0	0
X	購入品X	個		X-V01	V01	駒込工業株式会社		20191001	99999999	10	0	0
X	購入品X	個		X-V02	V02	大塚産業株式会社		00000001	20190930	8	0	0
X	購入品X	個		X-V02	V02	大塚産業株式会社		20191001	99999999	10	0	0
Y	購入品Y	個			V01	駒込工業株式会社		00000001	20190930	8	0	0
Y	購入品Y	個			V01	駒込工業株式会社		20191001	99999999	10	0	0
Z	購入品Z	個			V02	大塚産業株式会社		00000001	99999999	0	0	0

<当日に8%から10%に変更する方法>

9/30（法改正直前）に単価マスターの「消費税率」を8% → 10%に変更します。

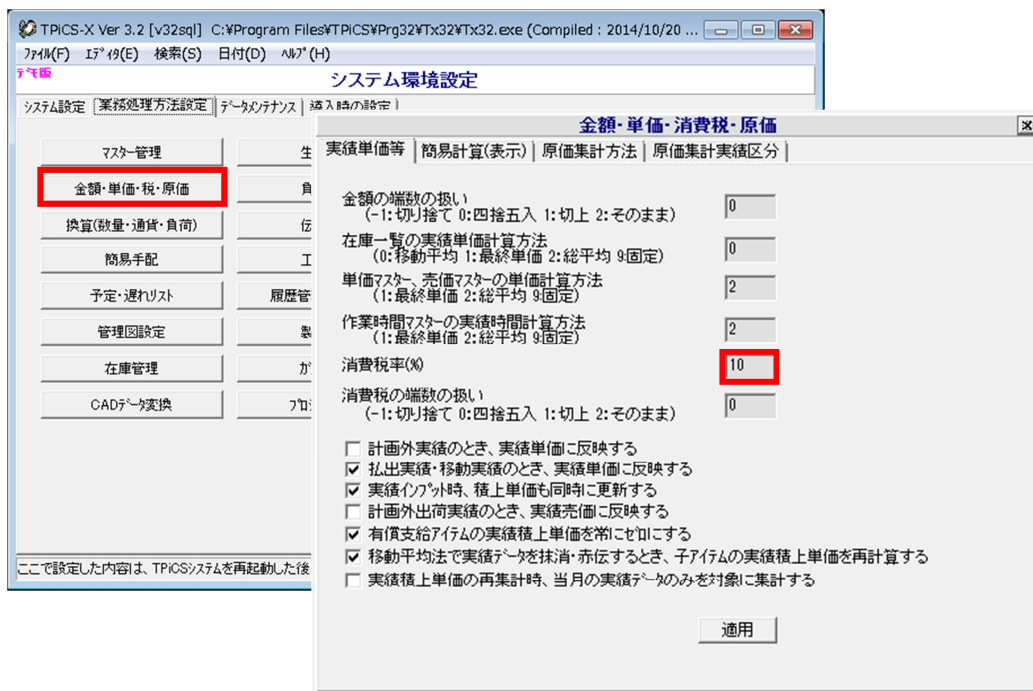
8%のデータを絞込み、[変換]ボタンで10%に置換えるか、単価マスターをCSV書出してから、消費税率を10%に変更後、[定形一括]-[テキスト読込]、もしくは[単価マスター]-[右クリックメニュー]-[テキストファイル読込]から“上書き読込”してください。

1-2.法改正当日の処理

① 全体の消費税率設定を10%に変更

[システム環境設定]-[業務処理方法設定]-[金額・単価・税・原価]-[実績単価等]-[消費税率(%)]を“10”にします。

この設定により、単価マスター・売価マスターの「消費税率」が“0”は、これ以降に作成する注残データ、計画外の実績データ、受注データ、計画外の出荷実績データの「消費税額」を税率10%で計算します。



② [消費税率改正に伴うデータの調整]で注残データの消費税額を10%に変換

[システム環境設定]-[データメンテナンス]-[随時チェック処理]-[消費税率改正に伴うデータの調整]-「注残データの調整」から既存の注残データのうち、「完成予定日(NDATE)」が“20191001”以降で、8%計算された消費税額を税率10%に再計算して書換えします。書換えは実績完了済の注残データも対象となります。

この処理は再度実行することも可能です。

注残データが10%で「消費税額」が計算されていれば、自動的に実績入力で「消費税額」が引継がれます。

※ハードコピーのキャプションには「5%のデータがあれば8%にします」や「8%のデータがあれば5%にします」とありますが、実際の変換処理は画面上部の「改正前の消費税率(%)」と「改正後の消費税率(%)」に指定した値で変換されます。

※[消費税率改正に伴うデータの調整]の変換処理では、消費税額に小数点以下の値があると変換されません。

そのようなデータがある場合は、対象データをテキストファイル書き出して、そのテキストファイルから「TAX」列のみを抹消した上で各フォームのテキスト読み込みから上書き読み込みしてください。

それにより「消費税率(%)」の設定値である“10%”で消費税額が再計算されます。

改正前の消費税率(%)	改正後の消費税率(%)
8	10

<実績データの調整>

改正前の実績(買掛)データへの処理 (8%のデータがあれば5%にします)

対象にする期間(完了日)	20140301	~	20140331	実行
--------------	----------	---	----------	----

改正後の実績(買掛)データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(完了日)	20140401	~	20140430	実行
--------------	----------	---	----------	----

<出荷実績データの調整>

改正前の出荷実績(売掛)データへの処理 (8%のデータがあれば5%にします)

対象にする期間(完了日)	20140301	~	20140331	実行
--------------	----------	---	----------	----

改正後の出荷実績(売掛)データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(完了日)	20140401	~	20140430	実行
--------------	----------	---	----------	----

<注残データの調整>

改正後の注残データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(完成予定日)	20191001	~	99999999	実行
----------------	----------	---	----------	----

<受注データの調整>

改正後の受注データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(出荷計画日)	20140401	~	99999999	実行
----------------	----------	---	----------	----

※注残データの「消費税額」手動調整方法

[注残データ手入力]フォームで「消費税額」を手入力にて訂正することも可能です。

1-3.月末の支払締時

① [消費税率改正に伴うデータの調整]で実績データの消費税額を10%に一括変換

[システム環境設定]-[データメンテナンス]-[随時チェック処理]-[消費税率改正に伴うデータの調整]-[実績データ]・9月の実績データの消費税額を8%に再計算

「改正前の実績（買掛）データへの処理」

「対象にする期間（完了日）」：（開始日）“20190901” ～ （終了日）“20190930”

をセットし、[実行]ボタン押下で9月の完了日（FDATE）となっている実績データの「消費税額」を8%で再計算して書換えます。

・10月の実績データの消費税額を10%に再計算

「改正後の実績（買掛）データへの処理」

「対象にする期間（完了日）」：（開始日）“20191001” ～ （終了日）“20191030”

をセットし、[実行]ボタン押下で10月の完了日（FDATE）となっている実績データの「消費税額」を10%で再計算して書換えます。

※実績データの「消費税額」手動調整方法

[実績インプット]、または[計画外実績インプット]フォームの[訂正]モードにより実績データの消費税額を手入力にて訂正することも可能です。

② 買掛明細データのチェック

[次頁]-[買掛明細]のデータの消費税額が改正前後の税率になっているか確認してください。

2.受注データ(受注・出荷)に関する作業

受注販売管理オプションを購入し、受注データ入力と出荷実績を運用している場合に変換します。

2-1.法改正前のマスター整備

① 売価マスターの消費税率 0%のデータはそのまま

売価マスターの「消費税率」"0%"は受注入力や計画外の出荷実績入力時に、[システム環境設定]-[業務処理方法設定]-[金額・単価・税・原価]-[実績単価等]-「消費税率(%)」の設定に従って、10%で「消費税額」を計算しますので、マスター変更は不要です。

② 売価マスターの消費税率 8%のデータの対処

<8%と10%の売価マスターを準備する方法>

既存の売価マスターのデータの「消費税率」"8"「適用終了日」"20190930"の指定と、新たに10%のデータを「適用開始日」"20191001"で追加します。

・既存の売価マスターで「消費税率」"8"のデータに、「適用終了日」"20190930"をセット

→売価マスターを、[変換]ボタンからの一括変換や、CSV ファイルの書出し・読み込みを用いて、「消費税率」に"8"「適用終了日」に"20190930"をセットします。

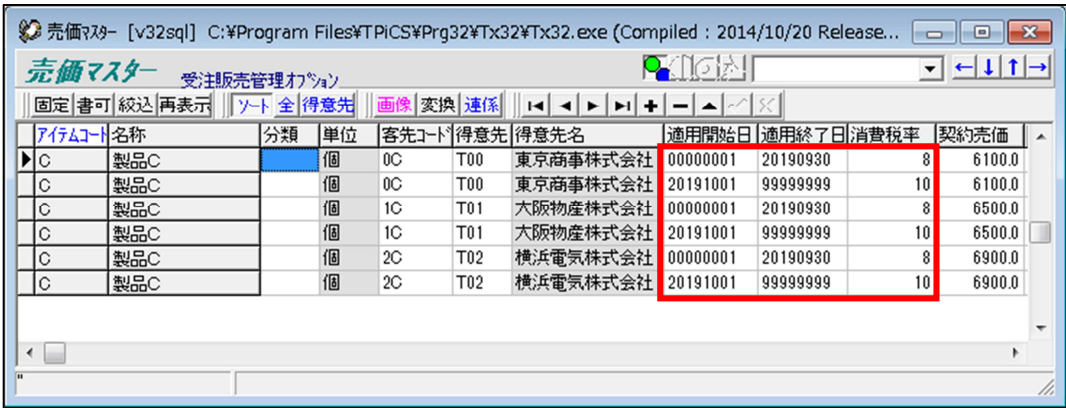
・10%の売価マスター作成

→8%の単価マスターを[定形一括]-[テキスト書出]、もしくはもしくは[売価マスター]-[右クリックメニュー]-[テキストファイル書出]で書き出し、そのテキストデータの「消費税率」に"10"「適用開始日」に"20191001"「適用終了日」に"99999999"をセットします。

読み込みの際に、8%の売価データを上書きしないよう、キー項目である「BID」を削除しておきます。

このテキストデータを[定形一括]-[テキスト読込]、もしくは[売価マスター]-[右クリックメニュー]-[テキストファイル読込]から読み込んで10%の売価データを追加します。

※テキストファイル読込は"読み飛ばし"で読み込みしてください



アイテムコード	名称	分類	単位	客先コード	得意先	得意先名	適用開始日	適用終了日	消費税率	契約売価
C	製品C		個	0C	T00	東京商事株式会社	00000001	20190930	8	6100.0
C	製品C		個	0C	T00	東京商事株式会社	20191001	99999999	10	6100.0
C	製品C		個	1C	T01	大阪物産株式会社	00000001	20190930	8	6500.0
C	製品C		個	1C	T01	大阪物産株式会社	20191001	99999999	10	6500.0
C	製品C		個	2C	T02	横浜電気株式会社	00000001	20190930	8	6900.0
C	製品C		個	2C	T02	横浜電気株式会社	20191001	99999999	10	6900.0

<当日に8%から10%に変更する方法>

9/30（法改正直前）に売価マスターの「消費税率」を8% → 10%に変更します。

8%のデータを絞込み、[変換]ボタンで10%に置換えるか、売価マスターをCSV書出して、消費税率を10%に変更後、[定形一括]-[テキスト読込]、もしくは[売価マスター]-[右クリックメニュー]-[テキストファイル読込]から上書き読み込みします。

2-2.法改正当日の処理

① [消費税率改正に伴うデータの調整]で受注データの消費税額を10%に一括変換

[システム環境設定]-[データメンテナンス]-[随時チェック処理]-[消費税率改正に伴うデータの調整]-[受注データの調整]から既存の受注データのうち、「出荷計画日(HDATE)」が「20191001」以降で8%計算された消費税額を税率10%に再計算して書換えします。書換えは出荷実績完了済の受注データも対象となります。

受注データが10%で「消費税額」が計算されていれば、出荷実績入力で自動的に「消費税額」が引継がれます。

※[消費税率改正に伴うデータの調整]の変換処理では、消費税額に小数点以下の値があると変換されません。

「受注データの調整」では、「TAX」列を省略したテキストファイルを読み込みしても、「消費税率」の設定値の10%で再計算されないため、EXCELでテキストファイルを開き、「JYUCHUGAKU」の10%を「TAX」にセットして上書きで読み込みしてください。

消費税率改正に伴うデータの調整				
処理を行う前には、必ずデータのバックアップを行ってください				
改正前の消費税率(%)	8	改正後の消費税率(%)	10	
<実績データの調整>				
改正前の実績(買掛)データへの処理 (8%のデータがあれば5%にします)				
対象にする期間 (完了日)	20190901	~	20190930	実行
改正後の実績(買掛)データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)				
対象にする期間 (完了日)	20191001	~	20191031	実行
<出荷実績データの調整>				
改正前の出荷実績(売掛)データへの処理 (8%のデータがあれば5%にします)				
対象にする期間 (完了日)	20140301	~	20140331	実行
改正後の出荷実績(売掛)データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)				
対象にする期間 (完了日)	20140401	~	20140430	実行
<注残データの調整>				
改正後の注残データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)				
対象にする期間 (完成予定日)	20191001	~	99999999	実行
<受注データの調整>				
改正後の受注データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)				
対象にする期間 (出荷計画日)	20191001	~	99999999	実行

※受注データの「消費税額」手動調整方法

[受注インプット]フォームで「消費税額」を手入力にて訂正することも可能です。

2-3.月末の請求締時

① [消費税率改正に伴うデータの調整]で出荷実績データの消費税額を10%に一括変換

[システム環境設定]-[データメンテナンス]-[随時チェック処理]-[消費税率改正に伴うデータの調整]の「出荷実績データの調整」

- ・9月の出荷実績データの消費税額を8%に再計算

「改正前のお荷（売掛）データへの処理」

「対象にする期間（完了日）」：（開始日）“20190901” ～ （終了日）“20190930”

をセットし、[実行]ボタン押下で9月の出荷実績日（FDATE）となっている出荷実績データの「消費税額」を8%で再計算して書換えます。

- ・10月の出荷実績データの消費税額を10%に再計算

「改正後の出荷（売掛）データへの処理」

「対象にする期間（完了日）」：（開始日）“20191001” ～ （終了日）“20191030”

をセットし、[実行]ボタン押下で10月の出荷実績日（FDATE）となっている出荷実績データの「消費税額」を10%で再計算して書換えます。

消費税率改正に伴うデータの調整

処理を行う前には、必ずデータのバックアップを行ってください

改正前の消費税率(%) 8 改正後の消費税率(%) 10

<実績データの調整>

改正前のお荷(買掛)データへの処理 (8%のデータがあれば5%にします)

対象にする期間(完了日) 20190901 ~ 20190930 実行

改正後の実績(買掛)データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(完了日) 20191001 ~ 20191031 実行

<出荷実績データの調整>

改正前のお荷実績(売掛)データへの処理 (8%のデータがあれば5%にします)

対象にする期間(完了日) 20190901 ~ 20190930 実行

改正後のお荷実績(売掛)データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(完了日) 20191001 ~ 20191031 実行

<注残データの調整>

改正後の注残データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(完成予定日) 20191001 ~ 99999999 実行

<受注データの調整>

改正後の受注データへの処理 (5%のデータがあれば8%にします)

対象にする期間(出荷計画日) 20191001 ~ 99999999 実行

※出荷実績データの「消費税額」手動調整方法

[出荷実績インプット]フォームの[訂正]モードにより実績データの消費税額を手入力にて訂正することも可能です。

② 売掛明細のチェック

[次頁]-[売掛明細]のデータの消費税額が改正前後の税率になっているか確認してください。

2-4.月を跨ぐ請求の場合

得意先の締日が月末ではなく 15 日や 20 日の場合、10 月分の請求対象の出荷実績には 9 月の 8%請求分と、10 月の 10%請求分が混ざるため別の請求書を作成します。

Ver3.2 は同じ請求月で請求データを分割することができないため、請求データは 9 月と 10 月をまとめた 1 件作成し、得意先に送付する請求書は消費税別に、売掛明細データを元に EXCEL 等で個別に作成してください。